

避難者の皆さまへ



福島県からのお知らせ

福島県災害対策本部

平成23年6月28日(火) (第17報:特別版)

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を随時提供してまいります。

— 第17報の紙面 —

知事メッセージ	1	医療・健康について	10
お知らせ	2	教育について	12
生活支援について	4	消費に関する相談について	13
事業資金について	5	◆各種相談窓口のお知らせ	13
雇用・就業について	7	◆市町村問い合わせ先一覧(6月28日現在)	16
住宅について	9		

県民の皆さんへ



東日本大震災から3か月余りが過ぎましたが、現在も原子力災害が続いています。避難生活を余儀なくされている皆さんを始め県民の皆さんには、大変な御心労、御苦労をおかけしております。

この間、避難者の受入れなど、御支援をいただいている県内市町村や全国の自治体、団体等の皆さんに心から感謝を申し上げます。

原子力災害は、今も新たな課題が次々に発生、発覚するなど、未だ収束の兆しは見えませんが、県では、県民の皆さんが一日も早く安心して暮らしていけるよう全力を傾けております。

特に、ふくしまの将来を担う子どもたちを、放射性物質による影響から守り抜くため、学校や通学路周辺、公園の放射線量を可能な限り低減するなど、あらゆる手段を講じていきます。

併せて、放射線モニタリングの強化や、長期にわたって県民一人ひとりの健康をしっかりと守る「健康管理調査」を実施します。

先月21日、日中韓3か国首脳が福島市を訪れ、県産農産物の安全性を世界に向けアピールしていただきました。

「がんばろう 福島！」応援店の登録は千二百店舗を超え、全国各地の卸売会社の皆さんが応援団となって、県産農産物の販売に協力いただいています。

福島県を応援する輪が全国に広がっていることは、大変心強い限りです。

先月の天皇皇后両陛下に引き続き、今月17日、秋篠宮殿下、妃殿下に御来県いただきました。いわき市の避難所で、避難者の皆さんに温かい言葉をおかけになり、子どもたち一人ひとりと握手を交わされていた両殿下のお姿は、私たち県民の心に深く刻み込まれました。

県では、7月末を目途に本県独自の「復興ビジョン」を策定し、県民の皆さんとともに復興に向けて進んでいきたいと考えております。

まだまだ解決しなければならない課題はありますが、「がんばろう 福島！」を合言葉に、県民の皆さんが一日も早く元どおりの生活ができるよう、全力を尽くします。

これから暑くなります。皆さん、どうか健康には御留意ください。

福島県知事 佐藤 雄平

1 義援金(第2次配分)について

平成23年東日本大震災で被災された方々へのお見舞いとして、日本赤十字社等に寄せられた義援金(国義援金)及び県に寄せられた義援金(県義援金)の第2次配分を行います。

◆配分方針

①県独自基準

震災により、両親が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども(震災孤児)、父又は母が死亡又は行方不明となった18歳未満の子ども(震災遺児)を対象とし、県義援金より新たに配分します。

震災孤児・・・1人100万円、震災遺児・・・1人50万円

②市町村設定基準

国義援金、県義援金を、市町村における被害(死亡・行方不明、全・半壊数、原発避難関係世帯数)の程度に応じて、県から各市町村に按分して枠配分します。

市町村が、県からの枠配分額の範囲内で、その地域の実態に則して配分対象・配分基準額を独自に設定し被災された方々へ配分します。

◆配分方法

①、②ともに市町村より配分します。

②の配分対象・配分額や①、②の配分方法等については、準備が整い次第、市町村からお知らせします。

【お問い合わせ先】

●福島県社会福祉課 ☎024-521-7322

2 県民健康管理調査について

今回の原子力災害を受け、放射線の影響による不安の解消や将来にわたる県民の皆様の健康管理を目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施します。

◆調査内容

①基本調査(3月11日時点での県内居住者(県外避難者を含む)を対象)

3月11日以降の行動記録等を問診票に記入していただきます。

実施時期は8月頃(後述の先行調査の状況によります。)

②詳細調査(避難区域等の住民の方及び基本調査の結果必要と認められる方

=約20万人想定)

身体計測、血液検査、尿検査等を健診方式で行います。

詳細内容・時期等は未定。

※先行調査

①の基本調査を先行的に実施。

対象：浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区に居住または居住していた方。

調査内容：①の基本調査に同じ

その他：この調査対象者の中から選定のうえ、内部被ばく検査を順次行う。

◆皆様へのお願い

先行調査の対象の方を除き、お手元に基本調査の問診票が届くまでにもうしばらく時間がかかります。下記の「行動記録の記載例」を参考に、当時のことを思い出しながら、

3月11日以降の行動等を記録(メモ)しておいてください。

特に「いつ」「どこに」「どれくらい居たか」などの情報は、できるだけ正確に記録してください。お手元に問診票が届いた際にスムーズに記入ができるよう、ご準備、ご協力をお願いします。後日、問診票を基に、被ばく線量を評価(推計)し、その結果を皆様一人一人にお知らせします。

【調査に関する問い合わせ先】

●調査全般に関する問い合わせ先

福島県災害対策本部救援班県民健康管理チーム ☎024-521-8028

●問診票への記載方法等に関する問い合わせ先

福島県立医科大学 県民健康管理調査事務局 ☎024-549-5130

【行動記録の記載例】

・屋内の場合、コンクリート製の建物の場合は㊦は、木造の場合は㊧と記入。

	滞在場所	時刻			地名・施設名
		6	12	18	
(例)	屋内	←①→	←④→	←④→	①自宅㊧ ②自宅の畑 ③車内 ④避難所 (〇〇体育館)㊦ ⑤△△市××町〇〇
	移動		←③→		
	屋外	←②→ 80分		←⑤→ 90分	

3 自動車（軽自動車を除く）が被災された皆様へ

～平成23年度自動車税定期課税（9月以降予定）について～

東日本大震災の地震・津波による被災自動車（使用不能・所在不明）については、平成23年度以降の自動車税について課税を停止しますので、以下の手続きをお願いします。

なお、原子力災害による被災自動車については、現在検討中ですのでお待ちください。

◆被災車両としての永久抹消登録による課税停止

○運輸支局において、被災車両としての永久抹消登録をお願いします。

（詳しくは、福島運輸支局（電話050-5540-2015）にお問い合わせください。）

※被災自動車の代替自動車取得の優遇措置（非課税措置）の申請には、被災車両として永久抹消登録された登録事項等証明書が添付が必要です。

◆連絡先

○被災車両として永久抹消登録がお済みの方は、県への連絡は不要です。

（登録時期により納税通知書が発付される場合がありますので、その際にご連絡ください。）

○永久抹消登録できない場合は、最寄りの（避難先の）各地方振興局へ、登録ナンバーを確認のうえ、電話連絡をお願いします。

○県外避難の方（県外運輸支局で永久抹消登録された場合等）は、下記担当の県地方振興局に登録ナンバーを確認のうえ、電話連絡をお願いします。

▶受付期限・時間：平成23年8月5日（金）まで（平日、8時30分～17時00分）

連絡先	電話番号	県外へ避難されている方
県北地方振興局県税部（福島市）	024-523-0051・0021・3598	北海道・東北地方
県中地方振興局県税部（郡山市）	024-935-1247・1244・1241	東京都・千葉県・神奈川県
県南地方振興局県税部（白河市）	0248-23-1514・1519	茨城県・栃木県・群馬県
会津地方振興局県税部（会津若松市）	0242-29-5261・5241・5243	新潟県・東海地方・近畿地方
南会津地方振興局県税部（南会津町）	0241-62-5214・5213	富山県・石川県・福井県
相双地方振興局県税部（南相馬市）	0244-26-1127	四国地方、九州地方、沖縄県
いわき地方振興局県税部（いわき市）	0246-24-6025・6035・6037	埼玉県・山梨県・長野県・中国地方

4 『警戒区域一時立入り受付センター』の終了について

『警戒区域一時立入り受付センター』は、6月30日（木）をもって受付業務を終了します。7月1日以降は、各市町村に直接お問い合わせください。

南相馬市 ☎0244-24-5224	浪江町 ☎03-5638-5055（浪江町コールセンター）
双葉町 ☎0480-73-6925	大熊町 ☎0242-26-3844
富岡町 ☎0120-336-466	楢葉町 ☎0242-56-2155

5 東北地方の高速道路の無料解放について

東日本大震災による被災者及び原発事故による避難者、中型車以上（トラック、バス等）について、東北地方を発着とする利用が無料開放されております。

◆実施期間…①被災者等が運転または同乗している車両：平成23年6月20日（月）から
当
面
1
年
間

②中型車以上（トラック・バス）：当
面
8
月
末
ま
で

※9月以降については、後ほど国土交通省から通知があります。

◆必要書類…出口料金所で被災証明書・罹災証明書等及び免許証等の本人確認書類の提示が必要（原発事故による避難者については、警戒区域等に住所を有することを証明する書面（免許証等）の提示でも可）

◆留意事項…入口料金所、出口料金所ともに一般レーンを通行する必要があります（ETCレーンは使用不可）。

◆対象路線…首都高速、阪神高速など、東北地方のNEXCOと一体で料金を徴収されない高速道路は対象外。

※県内4有料道路（磐梯山ゴールドライン、磐梯吾妻スカイライン、磐梯吾妻レークライン及びあぶくま高原道路）についても、同様に無料開放となっております。

6 運転免許証などの有効期間の延長について

有効期間の末日が、平成23年3月11日（地震発生日）以降の方については、8月31日まで引き続き運転することができます（8月31日までに更新手続きをしてください）。

※ 運転免許証の更新以外の手続きについても同様の措置がとられています。

【お問い合わせ先】

●福島運転免許センター ☎024-591-4372
または最寄りの警察署

生活支援について

1 原子力損害の賠償に関する電話相談窓口について

県は原子力損害の賠償について電話による相談を受け付けています。

【窓口電話番号】☎024-523-1501

○相談時間：8：30～21：00（毎日）

※毎週水曜日（祝日含む）の13時～17時は、弁護士による法律相談を行っております。

○相談内容

- ・原子力損害賠償制度の概要
- ・原子力損害賠償紛争審査会（所管：文部科学省）が定める指針
- ・賠償に係る今後の手続き など

【参考】

●東京電力「補償相談センター（コールセンター）」

☎0120-926-404（9：00～21：00）

（被害概況申出書、避難による損害への仮払補償金等を含みます。）

●中小企業一次仮払い相談室（福島県商工会連合会内）

☎0120-008-803（9：00～17：30）

2 労働者支援融資制度（勤労者支援資金－災害復旧・医療資金）について

災害により被害を受けた住居、家財の補修、買換えなど、災害復旧のために臨時応急的な資金をお貸しします。

◆貸付限度額 200万円

◆貸付利率 1.42%（別途保証料が必要です）

◆償還期間 7年（据置期間1年）

◆対象者 県内に居住し、県内企業に勤務する方
（その他金融機関、保証機関の定める基準を満たす方）

【お問い合わせ先】

- 東北労働金庫福島県本部・各支店 ☎0120-1919-62
- 福島県雇用労政課（福島県中小企業労働相談所）☎0120-610-145
[利用時間 9:00～16:00（土・日・祝日を除く）]

3 雇用保険の失業等給付について

- ◆対象者 災害により休業または一時的に離職を余儀なくされた方
雇用保険に6ヶ月以上加入している方
(雇用保険に加入しないで働いていた方はご相談ください。)
- ◆支給日数 90～330日間（休業、一時離職の日の年齢、雇用保険の被保険者期間等により決定されます。)
- ◆支給日額 原則として、離職した日の直前の6ヶ月に毎月決まって支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（基本手当には年齢区分ごとに上限があります。)

【お問い合わせ先】

- 各ハローワーク
- 福島労働局職業安定課 ☎024-529-5389

事業資金について

1 中小企業等復旧・復興支援制度について

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により被害を受けた中小企業等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助します。

- ◆対象者 ①東日本大震災により工場・店舗等が半壊以上の被害を受けた中小企業者等
②原子力発電所事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業者等
- ◆対象経費
 - ・空き工場・空き店舗等の借り上げ（購入）費用
 - ・空き工場・空き店舗等の改装費用
 - ・工場・店舗等の建て替え費用
 - ・被災した工場・店舗・設備等の修繕費用
 - ・被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用
 - ・代替設備の借り上げ（取得）費用
- ◆補助率 事業再開の方法、被災程度により異なります。
- ◆受付期間 平成23年7月29日まで
- ◆申請窓口 最寄りの各地方振興局（地域づくり・商工労政課）

【お問い合わせ先】

- 福島県企業立地課 ☎024-521-7280
- 福島県商業まちづくり課 ☎024-521-7299
- 福島県商工総務課 ☎024-521-7270

2 特定地域中小企業特別資金

- ◆対象者 「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」（4月22日までの「屋内退避区域」を含む）に事業所を有し、県内への移転を余儀なくされる中小企業等
- ◆資金使途 県内の移転先において、事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）
- ◆融資限度 3,000万円以内（無利子、無担保）
- ◆保証人 代表者保証（法人の場合）
- ◆融資期間 20年以内（うち据置5年以内）

【お問い合わせ先】

- 公益財団法人福島県産業振興センター
☎024-525-4019 ☎024-534-0928
☎024-534-0938 ☎024-534-0948
☎024-535-7348

※ お申し込みは、公益財団法人福島県産業振興センターまたは原町商工会議所、最寄りの商工会で受け付けております。

3 震災対策特別資金

- ◆対象者 震災により売上等が5%以上減少するか、減少する見込みのある中小企業者
 - ◆融資限度 8,000万円以内
 - ◆融資利率 (融資後3年間は県が利子補給。既にご利用の方も同じ。)
〈固定年1.5%以内〉：り災証明書などの交付が受けられる事業者で、災害関係保証を併用した場合
〈固定年1.7%以内〉：上記以外で間接被害等を受けた場合
 - ◆融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
 - 【お問い合わせ先】(団体支援課と金融課が統合されました)
 - 福島県経営金融課 ☎024-521-7291
- ※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

4 ふくしま復興特別資金

- ◆対象者 県内に事業所があり、以下のいずれかに該当する中小企業者
 - ア 地震・津波等により事業所等に損害を受けた者
 - イ 原発事故による「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」内に事業所を有する者
 - ウ 震災発生後の最近3ヵ月間の売上高または販売数量が前年同期に比して10%以上減少している者
 - ◆融資限度 8,000万円以内
 - ◆融資利率 固定年1.5%以内(融資後3年間は県が利子補給)
 - ◆融資期間 15年以内(うち据置3年以内)
 - 【お問い合わせ先】(団体支援課と金融課が統合されました)
 - 福島県経営金融課 ☎024-521-7291
- ※ 融資については、金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、ご了承ください。

5 農家経営安定資金(東日本大震災農業経営対策特別資金)について

次の①、②の資金を融通いたします。

- ①平成23年東北地方太平洋沖地震による地震、津波の被害を受けた農業者等が施設等の復旧のために必要とする資金及び運転資金
 - ②東京電力福島第一原子力発電所の事故による出荷制限や風評被害等により、農家収入が減少した農業者等が緊急に必要な運転資金
- ◆貸付限度額 ①の資金…500万円以内
②の資金…個人：500万円以内、法人・団体：700万円以内
 - ◆貸付利率 1.2%以内(ただし、JA取扱いについては無利子)
 - ◆償還期間 10年以内(うち据置3年以内)
 - ◆取扱金融機関 県内各農協、(株)福島銀行・(株)大東銀行本店及び各支店
- 【お問い合わせ先】
- 福島県金融共済室 ☎024-521-7346、7349

6 漁業経営対策特別資金(東日本大震災漁業経営対策特別資金)について

今回の地震による津波、原発事故の影響により、被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を融通します。

- ◆貸付限度額 個人500万円以内、法人700万円以内
 - ◆貸付利率 無利子
 - ◆償還期間 10年以内(うち据置3年以内)
 - ◆取扱金融機関 県信用漁業協同組合連合会
- 【お問い合わせ先】
- 福島県水産課 ☎024-521-7379

1 被災農業者等の雇用・就労支援について

県では、震災等により被災し避難を余儀なくされている被災者の皆さんの農作業による就労を応援します。

①県内の農業法人等への就労支援（特色ある園芸産地育成実証事業）

県と契約を締結した農業法人等において、園芸作物等の栽培管理の農作業従事者を募集します。

- ◆対象者 東日本大震災により被災した失業者等
- ◆就業内容 園芸作物等の植え付け、収穫、出荷調整等の栽培管理作業
- ◆雇用期間 平成23年度内で8カ月以内
- ◆雇用人数 県内で合計120名（予定）
- ◆求人方法 ハローワークや就業紹介事業者等を通じて募集します。
- ◆開始時期 7月から随時行う予定です。

【問い合わせ先】

●各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

県北	☎024-535-0436	県中	☎024-935-1310
県南	☎0248-23-1563	会津	☎0242-29-5307
南会津	☎0241-62-5264	相双	☎0244-26-1152
いわき	☎0246-24-6161		

②短期的な就労を考えている方へ

避難先に近い農家等において、季節的な栽培管理作業などの就労機会を提供します。

【問い合わせ先】 各県農林事務所、市町村、JA職業紹介所

③避難先等で営農を目指す方へ

避難先等で新たに営農を希望する被災者の皆さんには、県や市町村が実施している営農支援事業の紹介や農地等の情報を提供します。

【問い合わせ先】 各県農林事務所、市町村、農業委員会等

2 耕作放棄地を利用した避難先での営農再開について

東日本大震災や原発事故で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して営農を再開する取組みを支援します。

◆事業内容

国では、耕作放棄地の再整備や再生した農地での作物栽培を実証するため「実証ほ」の設置を支援しています。

今年度から、「被災者支援実証ほ」の設置が可能となり、同実証ほを設置した市町村の地域協議会では、被災された皆さんを雇用したり、運営業務を委託することができるようになりました。

被災された皆さんには、自己負担なしでも営農を再開することができる上、栽培する作物にあわせた農業用施設（パイプハウス等）の導入も可能となります。

【お問い合わせ先】

- 福島県農村振興課 ☎024-521-7416
- 各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）
- 各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

3 がんばろう福島！“絆”づくり応援事業について

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者計2,000名への経済的支援を行うことを目的とした事業です。

県内6方部ごとに担当する受託事業者は以下のとおりです。

市町村等から支援要請のあった業務の実施に必要な人員を受託事業者が避難されている方等から雇用し、生活再建サポートや復興支援に関する業務に従事していただきます。

現在、各事業者から順次求人していますので、雇用を希望される方は、希望勤務地の地域を担当する事業者にお問い合わせください。

- ◆雇用対象者 被災された方、失業中の方

◆雇用期間・条件 業務内容による（フルタイム・パートの別あり）

◆業務内容例

- ・コミュニティ業務の補助（清掃等の環境整備）
- ・災害弱者などへの生活支援（通院介助、買い物代行支援）
- ・支援物資の整理・配布
- ・災害対策本部に関する補助業務 など

◆従事場所 仮設住宅や避難所、行政機関が指示した場所

◆募集方法

市町村等の支援要請に基づく業務内容がハローワークに登録されるほか、各避難所等へも情報が提供されますので、希望される方は随時申し込んでください。

【雇用に関するお問い合わせ先】

- ・ 県北 : 株式会社トーネット ☎024-539-9771
- ・ 県中、相双、いわき : 株式会社ワールドインテック ☎024-990-0631
- ・ 県南 : ニューワーク情報サービス株式会社 ☎0248-72-0064
- ・ 会津、南会津 : 株式会社レイバーサポートシステム ☎0242-37-7350

【事業に関するお問い合わせ先】

- 福島県雇用労政課 ☎024-521-7290

4 就職・生活支援の相談窓口について

県では、就職相談職業紹介による就職を支援するとともに、生活資金や住居確保の相談、公共職業訓練の情報提供などの生活支援を行っております。

また、看護職の就業に関する相談も行っております。

◆就職・生活相談（ふくしま就職応援センター）

- ・ 白河窓口 ☎0248-27-0041
- ・ 会津若松窓口 ☎0242-27-8258
- ・ いわき窓口 ☎0246-25-7131

[利用時間（全窓口共通） 10:00～19:00（日・祝日を除く）]

◆生活支援（ふくしま求職者総合支援センター）

- ・ 郡山窓口 ☎024-995-5057

[利用時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）]

- ・ 福島窓口 ☎024-525-2510

[利用時間 10:00～18:30（水・日・祝日を除く）]

◆県内企業への就職相談（ふるさと福島就職情報センター）

- ・ 福島窓口（ジョブカフェふくしま） ☎024-525-0047

[利用時間 10:00～19:00（日・祝日を除く）]

- ・ 東京窓口（Fターンセンター東京） ☎03-3545-6140

[利用時間 10:00～18:00（日・祝日、8/13～15を除く）]

◆看護職の就業に関する相談

- ・ 福島県ナースセンター（(社)福島県看護協会内） ☎024-934-0500

[利用時間 8:30～16:30（土・日・祝日を除く）]

住宅について

1 応急仮設住宅の供給等に関するお問い合わせについて

6月27日現在、県内で仮設住宅等の募集をしている市町村は以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|---|
| ◆浪江町 ☎03-5638-5055 | ◆西郷村 ☎0248-25-1117 |
| ◆富岡町 ☎0120-336-466 | ◆南相馬市 ☎0244-23-7635 |
| ◆葛尾村 ☎0242-83-0271 | ◆楡葉町（会津地区） ☎0120-562-150
（いわき地区） ☎0120-562-171 |

※ その他の市町村につきましては、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者） 024-521-7698、7867

【受付時間：（毎日）8：30～17：15】

（県外避難者） 024-523-4157

2 福島県借上げ住宅の特例措置の一部変更について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置について、5月18日から、家賃限度額、対象となる世帯の要件等の基準を一部緩和して適用しております。

◆対象世帯

避難前に県内に居住していたすべての世帯を対象といたします。

◆住宅要件

- ① 原則として、月ごとの家賃等（共益費、管理費、駐車場料金等を含めることができる。）が6万円以下かつ耐震性を有することが確認されたもの
ただし、一住戸への入居人数が5名以上（乳幼児を除く）の場合は9万円以下
- ② 当該民間賃貸住宅について、貸主及び仲介業者が、県の借上げ住宅となることについて了承したもの

◆借上げ住宅の変更契約

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、以下の要件のいずれかに該当する場合は、変更契約が可能です。家賃等を変更する場合は、6月30日までに各市町村窓口にて手続きを行ってください。

- ①入居者が5人以上（乳幼児を除く）の世帯で、家賃限度額の一部緩和に伴い、家賃等の設定を変更する場合
- ②共益費、管理費、駐車場代等を入居者ご自身が負担している場合
（※【住宅要件】①に記載のある家賃限度額の範囲内での契約変更となります）

◆借上げ住宅の住替え

既に県の借上げ住宅に入居している世帯で、就学、就労等避難者の利便性向上のために住替えが必要な場合、原則として1回限り住み替えが可能です。

3 民間賃貸住宅に係る家賃等返還手続きについて

3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅に指定された日の前日までに負担した入居に当たっての費用（礼金、敷金、仲介手数料）及び家賃等月毎の費用（家賃、共益費、管理費）については、7月以降に入居日にさかのぼって県が負担いたします。具体的な申請方法、窓口及び家賃等の対象範囲は後日お知らせします（契約書や家賃支払いに関する関係書類を保管しておいてください）。

4 県外の借上げ住宅について（現在、県外に避難されている方が対象）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆様の住宅対策を実施しています。

なお、6月24日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（直接の相談窓口は、各県により異なります。詳細はお問い合わせください。）

◆青森県 ☎017-734-9580、9581

◆岩手県 ☎0120-882-606

◆宮城県 ☎022-211-3257

◆秋田県 ☎018-860-4503

◆山形県 ☎023-630-2640、2646

◆栃木県 ☎028-623-0618、0619（7月1日～申込開始）

◆東京都 ☎03-5320-4943（7月中に案内開始予定）

◆兵庫県 ☎078-232-9564

◆沖縄県 ☎090-3794-0530、8217

※ その他の自治体における民間賃貸住宅の借上げ等の支援につきましては、現在、各自治体において検討いただいておりますので、実施の際の連絡先等は随時お知らせします。

また、全国の地方自治体における民間賃貸住宅の借上げ、家賃補助等の支援の状況につきましては、社団法人全国賃貸住宅経営協会のHPに掲載されています。

（社団法人全国賃貸住宅経営協会 <http://top.zenjyu.or.jp/vacancy/subsidy.html>）

5 生活家電6点セットの支援について

仮設住宅、民間借上げ住宅や公営住宅等の応急仮設住宅への入居者は、日本赤十字社から下記の家電6点セットの支援が受けられます。

①洗濯機、②冷蔵庫、③テレビ、④炊飯器、⑤電子レンジ、⑥電気ポット

受付は、住宅の入居にあたり窓口となった県、市町村へ問い合わせください。

※家電が届かない等についてのお問い合わせ

【日本赤十字社 東日本大震災復興支援お問合せ窓口】☎0120-60-0122

6 旅館ホテル等から仮設住宅等への移転について

現在、旅館ホテル等へ避難していて、今後仮設住宅や民間借上げ住宅への入居が決定した場合は、旅館ホテル等にとって一般のお客様の受入れ準備が生じてきますので、以下の時点で旅館ホテルへお知らせください。

①市町村から仮設住宅や民間借り上げ住宅等への入居の決定通知があった時

（退去日が未定であっても入居決定があった旨をお知らせください）

②旅館ホテルからの退去の日が決定した時（なるべく退去1週間前までには報告ください）

当初、旅館ホテルには7月末までの受入れをお願いしており、それ以降は受入れができない旅館ホテル等もあります。今後、別の旅館ホテル等へ移動いただく場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

●福島県観光交流課 ☎024-521-7398

1 乳幼児健康診査について

県内にて避難されている乳幼児の方は、避難先の市町村でも乳幼児健康診査を受けることができます。ただし、乳幼児健康診査は、各市町村で対象月齢等が異なる場合がありますので、まずは住民票のある市町村の保健センターか、避難先の保健センター等の母子保健担当課にご相談ください。

2 避難所等における感染症の流行を防ぎましょう

梅雨や初夏の時期を迎え、感染症の発生が懸念されますので、以下のことに注意しましょう。

- ・食事の前やトイレの後などには、こまめに、手洗いやアルコール消毒をしましょう。
- ・下痢、嘔吐、発熱などの症状がある方は、マスクを着用し、速やかに医師の診察を受けましょう。また、脱水にならないよう、水分補給を心がけましょう。
- ・ハエ類が食品に止まらないように注意しましょう。
- ・窓や扉を開放する場合は、ハエ類が侵入しないようにしましょう。
- ・生ゴミはハエ類の発生源となることから、長時間放置しないようにしましょう。

＜破傷風の予防について＞

片付けや運搬など、屋外で作業をするときには、けがの防止のため、暑くても必ず長袖、長ズボンを着るようにしましょう。また、衛生状態が悪い場所でけがをした場合には、破傷風に感染してしまうおそれがあります。土などで汚れた傷を放置せず、医療機関で手当を受けるようにしてください。

※破傷風：土などにいる菌が傷口から感染し、3～21日の潜伏期の後に、口が開けにくくなったり、全身のこわばり、けいれんなどが起こる病気です。

3 医療機関を受診する際の一部負担金等の免除について

平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

① 医療機関等において、保険診療等を受ける際には、窓口での保険証(被保険者証)の提示が必要になります。

平成23年7月1日からは、保険診療等を受ける際には、被保険者証等の提示が必要になります(紛失の場合再交付を受けてください)。

② 医療機関等における一部負担金等が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となります。

現在、下記の要件に該当し、窓口で一部負担金等の支払が猶予されている方について、平成23年7月1日からは、ご加入の医療保険の保険者が発行する一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、加入されている医療保険の保険者に免除証明書の交付を申請してください。

○ 災害救助法が適用されている被災地域(福島県全域)の住民であり、次のいずれかに該当する方

- ・住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者が行方不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ・原発の事故に伴い、政府の避難指示又は計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
- ・原発の事故に伴い、特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

免除となる期間は、平成24年2月29日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)です。

※ただし、以下の市町村国民健康保険に加入されている方、又は後期高齢者医療制度に加入されている方で保険証の住所が以下の市町村の方については、被保険者証があれば免除証明書は不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※ また、田村市及び南相馬市の市町村国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されている方は、免除証明書の提示が必要となるのは8月1日からとなり、7月中は6月までと同様の取扱いとなります。

※ 原発の事故に伴い、政府の屋内退避指示（4月22日解除）の対象となっていた方（いわき市・田村市の一部で緊急時避難準備区域に指定されなかった地区の方）の窓口負担の免除は、6月末日までに受けた診療等分までとなります。

③ 免除対象者の方で一部負担金等を支払われた方は、還付を受けることができます。

震災以降、これまでに支払猶予・免除の対象でありながら一部負担金等を支払われた方は、加入されている医療保険の保険者に領収書等を添えて申請すれば、還付を受けることができます。

申請の方法等は、下記の医療保険の保険者にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈国民健康保険〉 お住まいの市町村又は各国民健康保険組合

〈高齢者医療制度〉 市町村又は福島県後期高齢者医療広域連合

☎024-528-9025

福島県国民健康保険課

☎024-521-7203

〈協会けんぽ〉 全国健康保険協会福島支部

☎024-523-3916

これ以外の健康保険等の方は、加入されている各医療保険の保険者か勤務先の事業所にお問い合わせください。

4 こころの健康に関する相談について

地震後に、「不安で眠れない、夜中に目が覚める」、「考えがまとまらない、何も手につかない」「食欲がない」など、お困りごとがありましたら、下記相談窓口で、個別にお話をお聞きしますのでご連絡ください。

●精神保健福祉センター ☎0570-064-556

【受付時間：9時から17時まで(平日)】

●県北保健福祉事務所 ☎024-534-4300

●県中保健福祉事務所 ☎0248-75-7811

●県南保健福祉事務所 ☎0248-22-5649

●会津保健福祉事務所 ☎0242-29-5275

●南会津保健福祉事務所 ☎0241-63-0305

●相双保健福祉事務所 ☎0244-26-1132

●郡山市保健所 ☎024-924-2163

●いわき市保健所 ☎0246-27-8557

【受付時間：9時から17時まで(平日)】

●福島いのちの電話 ☎024-536-4343

【受付時間：10時から22時まで(土日を含む)】

※毎月10日のみフリーダイヤル0120-738-556

で24時間受け付けています。

教育について

1 高校等奨学資金貸付金（福島県奨学資金緊急採用）について

東日本大震災により被災し、経済的理由により修学困難となった高等学校・専修学校の高等課程に在学している生徒を対象に、奨学資金を貸与します。

- ◆貸与月額 国公立：自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円
私立：自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円
※保護者と同居の場合は自宅通学として扱います。

◆貸与期間 採用年度における1年間

◆利子 無利子

◆保証人 連帯保証人1名（保護者）

◆応募方法 在学する学校にある奨学生願書に必要な書類を添えて、学校に応募してください。

【お問い合わせ先】

- 在学している学校 または
福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

2 被災児童生徒等就学支援事業について

① 概要

東日本大震災により被災、または、原子力災害により避難している、幼児の幼稚園の入園料・保育料を軽減する市町村事業、及び児童生徒が小中学校での就学に必要な学用品費等を支給する市町村事業に対して県が補助します。

② 事業実施主体 市町村

③ 事業の内容

ア 幼稚園（幼稚園就園奨励事業）

◆対象者 震災により被災し、経済的理由により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児

◆対象経費 保育料、入園料

イ 小・中学校（就学援助事業）

◆対象者 震災により被災し、経済的理由により就学困難となった児童生徒

◆対象費目 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等

④ 手続きに関して

- ・罹災証明、被災証明等及び聞き取りにより各市町村が被災状況を確認します。
- ・この制度は、各都道府県で実施予定であり、避難先の県外市町村において補助を受けることが可能です。
- ・子どもさんが通っている幼稚園、小・中学校をとおして、市町村教育委員会に申し込んでください。

【お問い合わせ先】

- 各幼稚園、小・中学校または、お住まいの各市町村教育委員会
福島県教育庁学習指導課 ☎024-521-7775

消費に関する相談について

県では、契約のトラブルや借金（ローン）の返済方法などのお困りごとに関して、法律の専門家による無料法律相談を実施しております。

秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

◆相談方法 面談（事前予約制）又は電話

◆相談日 平日：原則毎週月・木曜日 13:00～17:00

休日（面談のみ）：原則第4日曜日 10:00～15:00

【お問い合わせ先】

- 福島県消費生活センター ☎024-521-0999（毎日）

各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先 (TEL)	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	024-521-8127	8時30分～21時(毎日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556 024-534-1211 024-925-6511 0242-27-2522 0246-25-0455	日弁連 (10時～15時: 平日) 県弁護士会 (14時～16時: 平日)
原子力損害の賠償に関する問い合わせ (県窓口)	024-523-1501	8時30分～21時(月～日) ※毎週水曜(祝日含む)の13時～17時は弁護士による法律相談
避難者の生活支援 (東京電力関係)	024-521-0792	東京電力福島地域支援室
	0120-926-404	福島原子力補償相談室(コールセンター)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
高齢福祉に関する相談	024-521-7164 024-521-7165	高齢福祉課
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター (10時～16時: 平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
後期高齢者医療制度に関する相談	024-528-9025	福島県後期高齢者医療広域連合
児童福祉に関する相談	024-534-5101 024-935-0611 0242-23-1400 0246-28-3346	中央児童相談所 県中児童相談所 会津児童相談所 浜児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557 024-536-4343 03-3414-5160	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9機関9時～17時: 平日) 福島いのちの電話 (10時～22時: 土日含む) 震災こころのサポーターセンター JTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 024-534-4118 0248-75-7809 0248-22-5647 0242-29-5278 0241-63-0305 0244-26-1134	女性のための相談支援センター (9時～21時) 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 (以上、6機関8時30分～17時15分: 平日)

	0120-941-826 0243-23-8320	パープル・ホットライン(24時間) 男女共生センター(月曜日休館) 火・木～日 9～12時、13～16時 水 13～17時、18～20時
◆生活に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759 024-521-7755	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク (福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
義援金に関すること	024-521-7322	社会福祉課
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(毎日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(財)福島県国際交流協会 受付時間9:00～16:00(火～土)
「震災に関する悪質商法110番」	0120-214-888	国民生活センター(10時～16時)
公害に関する相談 (水・土壌) (大気)	024-521-7258 024-521-7261	水・大気環境課
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698 024-521-7867	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル (8:30～17:15)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-521-4157	福島県災害対策本部
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(平日8時～17時)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	0120-503-732	福島県警察本部(平日9:00～17:00)
行方不明者に関する相談	024-522-2151 (内線3024)	福島県警察本部 生活安全企画課 (平日8:30～17:15)
警察安全相談窓口	024-525-3311	福島県警察本部 県民サービス課 (平日9:00～17:00)
◆経営・労働に関する相談 【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	県産業振興センター
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金に関する 相談	024-525-4019 024-534-0928 024-535-7348 024-534-0948 024-534-0938	県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」 (平日：9:00～16:00)

就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (月～土：10時～19時)
	03-3545-6140	[Fターンセンター東京] (月～土：10時～18時)
(生活・就労相談)	024-995-5057	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月～金：8時30分～17時)
	024-525-2510	[福島窓口] (月・火・木～土：10時～18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041	ふくしま就職応援センター [白河窓口]
	0242-27-8258	[会津若松窓口]
	0246-25-7131	[いわき窓口] (月～土：10時～19時)
(看護職の就業に関する相談)	024-934-0500	福島県ナースセンター ※福島県看護協会内 (平日：8時30分～16時30分)
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課(福島駅西口インキュベーションルーム) (13時～17時：土日を除く) ※インキュベーションマネージャー等の専門家が対応
工業製品の残留放射能	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
生活衛生営業に関する融資・経営相談	024-525-4085	県生活衛生営業指導センター
◆農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課 【受付時間：8時30分から21時まで(毎日)】
◆国・県が管理する道路などの土木施設に関する相談		【受付時間：8時30分から17時15分まで(土日除く)】
国管理道路(国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省福島河川国道事務所
県管理道路(上記以外の国道、県道)などの土木施設に関する相談		
県管理道路に関する相談	024-521-9820	道路管理課

市町村問い合わせ先一覧

(6月28日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号
相双管内	南相馬市	0244-24-5232	県南管内	白河市	0248-22-1111
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111
	榑葉町 ※	0242-56-2155 いわき出張所(いわき明星大内) 0246-46-2551・2552		中島村	0248-52-2111
	富岡町 ※	0120-336-466		矢吹町	0248-42-2111
	川内村 ※	024-946-3375・3378 3382・8828		棚倉町	0247-33-2111
	大熊町 ※	0242-26-3844		矢祭町	0247-46-3131
	双葉町 ※	0480-73-6880		埴町	0247-43-2111
	浪江町 ※	03-5638-5055(コールセンター)		鮫川村	0247-49-3111
	葛尾村 ※	0242-83-0271		会津若松市	0242-39-1111
	新地町	0244-62-2111		喜多方市	0241-24-5221
	飯舘村 ※	024-562-4200		北塩原村	0241-23-3111
	いわき市	0246-25-0500		西会津町	0241-45-2211
	県北管内	福島市		024-535-1111	会津管内
二本松市		0243-23-1111	猪苗代町	0242-62-2111	
伊達市		024-575-1111	会津坂下町	0242-84-1503	
本宮市		0243-33-1111	湯川村	0241-27-8800	
桑折町		024-582-2111	柳津町	0241-42-2112	
国見町		024-585-2111	三島町	0241-48-5511	
川俣町		024-566-2111	金山町	0241-54-5111	
大玉村		0243-48-3131	昭和村	0241-57-2111	
県中管内	郡山市	024-924-7111	南会津管内	会津美里町	0242-55-1122
	須賀川市	0248-75-1111		下郷町	0241-69-1122
	田村市	0247-81-2111		檜枝岐村	0241-75-2311
	鏡石町	0248-62-2111		只見町	0241-82-5050
	天栄村	0248-82-2111	南会津町	0241-62-6100	
	石川町	0247-26-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。		
	玉川村	0247-57-3101	広野町	FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内(いわき市常磐上湯長谷町釜の前1番地)	
	平田村	0247-55-3111	榑葉町	会津美里町本郷庁舎内 (会津美里町字北川原41)	
	浅川町	0247-36-4121	富岡町	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	古殿町	0247-53-3111	川内村	ビッグパレットふくしま内 (郡山市南二丁目52番地)	
	三春町	0247-62-2111	大熊町	会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)	
	小野町	0247-72-2111	双葉町	旧騎西高校 (埼玉県加須市騎西598-1)	
		浪江町	県男女共生センター内 (二本松市郭内一丁目196-1)		
		葛尾村	旧福島地方法務局坂下出張所 (会津坂下町稲荷塚77)		
		飯舘村	旧飯野町役場庁舎内 (福島市飯野町字後川10番地の2)		